

平成30年度大阪大学歯学部附属病院 歯科医師臨床研修プログラムA

A. 研修プログラムの名称：大阪大学歯学部附属病院歯科医師臨床研修
プログラムA（複合型）

B. 臨床研修管理委員会の名称：大阪大学歯学部附属病院臨床研修管理委員会

C. 研修歯科医定員：20名

D. 研修期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

E. 特色：大学病院と日常診察で頻りに遭遇する症例や病態の豊富な臨床研修施設が病院群を形成して研修歯科医を受け入れ、プライマリケアをはじめとした様々な基本的歯科診療能力をより効率的に修得できるように企画している。

F. 参加施設の概要

1) 単独型臨床研修施設：大阪大学歯学部附属病院

所在地	大阪府吹田市山田丘1-8
臨床研修施設長	村上 伸也
研修プログラム責任者	長島 正
副プログラム責任者	古郷 幹彦・矢谷 博文・鶴澤 成一・野崎 剛徳・山下 元三・池邊 一典・山田 朋美
事務部門の責任者	亀井 保男

2) 協力型臨床研修施設：49施設

施設名	実施責任者	所在地
1. 上り口歯科医院	上り口 晃成	兵庫県伊丹市
2. 朝倉歯科医院	朝倉 勉	大阪府茨木市
3. 医療法人 星真会 アモウデンタルクリニック	天羽 隆	大阪市北区
4. いえだ歯科医院	家田 靖丈	大阪府茨木市
5. 磯和歯科医院	磯和 均	大阪府門真市
6. いぶき歯科医院	伊吹 薫	兵庫県尼崎市
7. 大井歯科医院	大井 正道	兵庫県尼崎市
8. 大阪市立大学医学部附属病院	石河 修	大阪市阿倍野区
9. 大阪府済生会中津病院	西川 典良	大阪市北区
10. 医療法人 禄士会 大谷歯科 港	大谷 弘	大阪市港区
11. 医療法人 禄士会 大谷歯科 箕面	大谷 朋弘	大阪府箕面市
12. 医療法人 岡田歯科	岡田 隆夫	大阪府茨木市
13. 医療法人 栄知会 小野歯科医院	小野 一行	大阪市大正区

14. 医療法人翔己会 かい歯科	甲斐 智之	兵庫県尼崎市
15. 医療法人真和会 かきうち歯科医院	垣内 康弘	大阪市福島区
16. 医療法人 かきうち歯科医院	垣内 邦昭	大阪府寝屋川市
17. 学園前山田兄弟歯科	西井 遼太郎	奈良県奈良市
18. 医療法人社団 櫻林歯科	櫻林 義雄	兵庫県明石市
19. かとう歯科	加藤 一成	大阪府吹田市
20. 河村歯科医院	河村 達也	大阪市中央区
21. くが歯科医院	久我 雅則	大阪市都島区
22. 医療法人白亜会 小室歯科阿倍野診療所	小室 暁	大阪市阿倍野区
23. 小室歯科ターミナルビル診療所	小室 寧	大阪市天王寺区
24. 小室歯科天王寺ステーションビル歯科診療所	小室 甲	大阪市天王寺区
25. 小室歯科難波診療所	木村 祐士	大阪市中央区
26. たき歯科医院	瀧 成和	大阪府富田林市
27. 医療法人社団 たるみ歯科クリニック	樽味 寿	兵庫県宝塚市
28. 独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪病院 歯科・歯科口腔外科	藤本 佳之	大阪市福島区
29. 医療法人 秀元会 辻野歯科医院	石田 嘉彦	大阪府高石市
30. 医療法人洗心会 デンタルクリニック シンクトゥース	玉置 敏夫	大阪市北区
31. 医療法人洗心会 デンタルクリニック シンクトゥース JR 大阪駅診療所	佐藤 康郎	大阪市北区
32. なかたに歯科クリニック	中谷 昌弘	神戸市兵庫区
33. 医療法人 西尾会 西尾歯科	西尾 拓郎	大阪府茨木市
34. 医療法人 西村歯科 金剛駅前診療所	馬場 信行	大阪狭山市
35. 医療法人 西村歯科 金剛診療所	西村 眞	大阪狭山市
36. 医療法人 西村歯科 心斎橋診療所	秦 哲秀	大阪市中央区
37. 福西歯科クリニック	福西 一浩	大阪市北区
38. 医療法人 藤浪歯科	藤浪 庸介	大阪市住之江区
39. 藤原歯科医院	藤原 正彦	大阪市西淀川区
40. 医療法人 貴心会 増田歯科医院	増田 勝彦	大阪府守口市
41. 医療法人 松本歯科	松本 英喆	大阪府茨木市
42. 医療法人 南歯科医院	南 和延	大阪府河内長野市
43. 医療法人徳真会 みのおデンタルクリニック	黒岩 浩介	大阪府箕面市
44. 医療法人甞歯会 もりかわ歯科八尾西武診療所	森川 充康	大阪府八尾市
45. 八尾市立病院	浜口 裕弘	大阪府八尾市
46. 医療法人慈心会 Y A S デンタルクリニック 登美ヶ丘本院	立木 靖種	奈良県奈良市
47. 安永歯科	安永 哲也	大阪府吹田市
48. 医療法人社団愛泉会 山本歯科医院	山本 晴彦	京都市下京区
49. 医療法人誠仁会 りょうき歯科クリニック	領木 誠一	大阪府東大阪市

3) 研修協力施設：1 施設

施設名	実施責任者	所在地
1. 大阪大学医学部附属病院 歯科治療室	磯村 恵美子	大阪府吹田市

G. 研修目標

一般目標（G I O）

患者中心の全人的医療を理解し、日常診療で頻繁に遭遇する疾病や病態に適切に対応できるようになるために、十分な科学的根拠に基づいた歯科医療を実践するとともに、患者および医療従事者とのコミュニケーション能力、様々な問題を自ら考え解決していく能力、さらに安全な歯科医療を行うために必要な基本的技能を修得する。

行動目標（S B O s）

- (1) 歯科医師として好ましい態度・習慣を身につける。
- (2) 医の倫理を体得し、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- (3) 全人的な視点から得られた様々な医療情報に基づいた総合治療計画を立案する。
- (4) 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身につける。
- (5) 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- (6) 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- (7) 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする。
- (8) すべての医療従事者の役割を説明する。
- (9) 患者及び医療従事者とのコミュニケーション能力を身につける。
- (10) 専門的知識や高度先進的歯科医療に興味を示し、生涯研修への動機付けを高める。
- (11) 歯科医師の社会的役割を説明する。
- (12) 歯科医師の社会的役割を実践する。

H. 臨床研修カリキュラム

a. 研修カリキュラムの種類および研修施設

複合型臨床研修プログラム

本学附属病院の一般歯科総合診療センター、各診療科・診療部と協力型臨床研修施設、研修協力施設にて行う。

b. 研修期間

4月1日から翌3月31日までの12ヵ月間

管理型での研修期間：4月1日から6月30日、翌3月1日から3月31日

協力型での研修期間：7月1日から翌2月末日

c. 研修方法

(1) 臨床研修初期コース

患者中心の全人的医療及び最も基本的な診療能力（態度、技能及び知識、判断力等）を理解し、臨床研修プログラムが円滑に遂行できることを目的として、4月に実施する。

具体的には、以下の各項目について研修を行う。

- ① オリエンテーション（臨床研修管理委員会主催）、職員証用写真撮影、配属プログラム発表、各プログラム日程表の提示と説明、事務連絡
- ② 近畿厚生局の出張講習会（保険医登録用）
- ③ 講習会等出席：医療安全管理、感染防止、医療事故防止等
- ④ 歯科検診（3日）：大阪大学新生に対する歯科検診の運営を体験する
- ⑤ 電子カルテシステム操作習得のための研修（半日）
- ⑥ 研修開始前の研修歯科医の技能、態度等の評価
- ⑦ 基本的知識の修得（本院各専門外来の指導医によるセミナー（各90分））
- ⑧ 基本的技能の修得（模型実習、相互実習を含む）
- ⑨ 臨床研修管理委員会主催による病院長、研修プログラム責任者等の講話、その他臨床研修に

関する確認及び連絡事項

(2) 全身管理・救急研修コース

歯科診療を安全に行うために必要な救急処置・全身管理・入院患者管理に関する知識・態度・技能を修得するために、口腔外科病棟及び歯科麻酔科における研修を一定のローテーションに従って、原則として5月～6月に行う。

① 口腔外科病棟研修

- i. 1週間のローテーションを組み、主として病棟における研修を行う。
- ii. 研修歯科医2名が1組となり、口腔外科2科がそれぞれ1名ずつ担当する。
- iii. 主な研修項目は以下の通り。

口腔外科診断実習、病棟研修、手術、入院患者処置、病棟回診、看護師セミナー実習等

② 歯科麻酔科研修

i. 歯科麻酔科ローテーションプログラム

- ・ 2名ずつ2日間、外来と病棟にて研修を受ける。
- ・ 研修内容は、①バイタルサイン、②服用薬剤の歯科診療に関する副作用、③全身疾患の歯科診療上のリスク、④歯科診療時の全身的合併症への対処法、を中心として行う。

ii. 歯科麻酔科 ACLS プログラム

- ・ 指定の金曜日に歯科麻酔科外来にて行う。
- ・ 研修内容は、一次(BLS)・二次救命処置(ICLS)とする。

③ 救急当直体験研修

口腔外科病棟研修最終日に、研修歯科医の希望により下記コースより選択して実施する。

- i. 深夜勤コース
- ii. 準夜勤コース

(3) 研修協力施設における研修

患者中心の全人的医療を理解し、包括的な歯科治療を行えるようになるために、医療連携を通して全身疾患を有する患者に対する基本的な診療能力（知識・態度・技能）を習得することを目的として、大阪大学医学部附属病院の歯科治療室で2日間の研修を行う。

(4) 一般歯科研修

指定された協力型臨床研修施設にて、7月1日から翌2月末日まで行う。

主として、厚生労働省の示した基本習熟コースおよび基本習得コースにおける行動目標の習得に努める。それぞれの要求症例数は添付資料に示す。

(5) 症例発表会

研修期間の最後の1ヶ月間は、1年間の全臨床研修の修得総括する期間とする。

この期間には、1年間の研修成果の発表を目的としたケースプレゼンテーションも併せて実施する。

(6) 研修歯科医の配置等

- ① 研修プログラムにおける各研修歯科医の配置等の臍部については、マッチング成立後、臨床研修管理委員会にて協議のうえ調整する。さらに、国家試験合格発表後において、微調整することがある。
- ② 研修歯科医は、原則として特定の診療科・診療部に所属しないものとし、その管理責任は、臨床研修管理委員会が負うものとする。
- ③ 協力型臨床研修施設は、本学附属病院の研修プログラムに準じた内容で、それぞれの特色を活かした研修プログラムの設定に努める。その詳細については、各研修施設のホームページ等を通して情報提供を行う。

d. 研修の評価及び修了判定

(1) 研修の修了判定は、以下の3項目の評価結果を中心として、臨床研修管理委員会にて総合的に判断して行う。

① 研修目標への到達度の評価

- ・ 研修歯科医は、あらかじめ設定された研修目標と評価チェックリストに基づき、毎日、研修内容を電子版臨床実習・臨床研修連携手帳（e-logbook）に入力し、自己評価を行う。
- ・ 指導歯科医は、同システムを介して研修歯科医の評価を行うと同時に、全研修歯科医の研修進捗状況を把握し、割り当て患者の調整を行う。
- ・ 各研修歯科医に対して、評価ブロックごとに総合評価を行う責任指導歯科医を配置し、厚生労働省が示した到達目標に対する評価を行う。
- ・ 研修歯科医の技能及び態度を評価する目的で、観察記録あるいは実技試験を実施する。
- ・ 研修に関連するセミナー、医療安全講習会等への参加も評価資料とする。
- ・ 研修目標毎の評価基準は添付資料に示す。

② 研修期間の評価

1年間の研修期間中の休止日数（有給休暇、病欠を含む）が45日を越えないこと。

③ 適性の評価

ルールを遵守できない者、安心安全な医療を提供出来ないと判断された者に対しては歯科医師としての適性があると判断出来ない。

(2) 本プログラムの到達目標を達成したと評価された研修歯科医には、病院長から研修修了証を交付する。

e. 臨床研修の中断

予め定められた研修期間の途中で臨床研修を中止した場合を言い、原則として別の臨床研修施設の研修プログラムを改めて受けることが前提となる。中断の理由としては以下の場合がある。

(1) 病院側の中断理由

- ・ 臨床研修管理委員会が当該研修歯科医の研修継続が困難であると評価・勧告した場合

(2) 研修歯科医側の中断理由

- ・ 研修歯科医から管理委員会に申し出があった場合
- ・ 当該臨床研修施設の廃院、指定の取り消しがあった場合
- ・ 研修歯科医が研修歯科医としての適性を欠き、改善が不可能な場合
- ・ 妊娠・出産・育児・疾病などで長期休止し、修了に必要な期間を満たせない場合でかつ、再開時に同じ研修プログラムに復帰の見込みのない場合
- ・ その他正当な理由がある場合

f. 臨床研修の未終了

研修歯科医の研修期間修了に際する評価において修了基準を満たさない場合をいい、引き続き同一のプログラムにて研修を行うことが前提となる。

I. 研修歯科医の処遇

管理型臨床研修施設での処遇は以下の通りである。協力型臨床研修施設における処遇は、当該施設の規定による。

- (1) 身分：＜職員区分＞ 非常勤職員（定時教育研究等職員）
＜職名＞ 医員（研修歯科医）
- (2) 給与：時給 1,243 円
賞与なし、時間外手当あり、休日手当あり
- (3) 勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 時間外勤務あり
- (4) 休暇：有給休暇 10 日（採用日から起算して 6 ヶ月経過後）、夏季・年末年始・特別休暇あり
（国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等

(に関する規程による.)

- (5) 当 直：なし
- (6) 宿 舎：なし
- (7) 病院内の室の有無：有り（2室）
- (8) 社会保険：健康保険，厚生年金，雇用保険
労働者災害補償保険法の適用あり
- (9) 健康診断：年1回あり
- (10) 歯科医師賠償責任保険：病院が加入
- (11) 外部の研究活動：学会等への参加について参加費用の支給あり
- (12) その他：国立大学法人大阪大学非常勤職員（定時教育研究等職員）就業規則（附属の諸規程を含む）による

J. 研修歯科医の専念義務について

【歯科医師法第16条の2】

診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

【歯科医師法第16条の3】

臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上に努めなければならない。

上記歯科医師法の規定により、研修歯科医は臨床研修に専念する義務が課されているので、研修期間中のアルバイトは禁止されている。

※ 研修期間中にアルバイトを行った場合は、上記専念義務に反する行為として、また、本院歯科医師臨床研修プログラム上の研修専念の違反として、研修プログラム上の教育的指導（研修期間の延長等）等厳正な措置をとる場合がある。また、アルバイトを依頼した側にも措置を行う場合がある。

K. 研修歯科医の選考方法

- a. 研修歯科医の選考は、歯科マッチングシステムにて行う。
- b. 採用を希望する者に対して、書類審査，筆記試験（歯科全般及び英文の出題を行うことがある），面接試験により採用希望順位を決定し、歯科マッチングシステムに対して順位登録を行う。
- c. マッチングの組み合わせ決定後に、本プログラムにマッチした者は、研修を希望する協力型臨床研修施設を訪問し、面談を受ける。研修希望者および協力型臨床研修施設より提出された希望順位表をもとに臨床研修管理委員会は協力型臨床研修施設への配置を決定する。
- d. 上記の組み合わせ決定後、研修希望者と本院の間で仮契約を行う。
- e. 歯科医師国家試験の結果、仮契約者のうちの合格者との間で本契約を行う。

L. 研修指導体制

- a. 臨床研修管理委員会
本学附属病院長，研修プログラム責任者，副研修プログラム責任者，医員（研修歯科医）採用業務に関するワーキング座長，看護部長，事務部長，協力型臨床研修施設の実施責任者，研修協力施設の実施責任者，外部委員等で構成される。

b. 臨床研修検討部会

臨床研修を実施している各診療科・部の主任指導歯科医，協力型臨床研修施設の指導医にて構成され，プログラムに関する連絡調整，研修歯科医の進捗の把握などを行う。

c. 指導歯科医の資格

本学附属病院における指導歯科医は，報告書の所要条件に則り5年以上の臨床経験を有し，一般歯科診療についての的確な指導ならびに適正な評価ができ，臨床指導に関する優れた教育業績を備え，病院運営委員会が認定した者とする。さらに，指導歯科医講習会を受講していることを推奨する。

協力型臨床研修施設における指導歯科医は，7年以上の臨床経験を有し，指導歯科医講習会を受講しており，一般歯科診療についての的確な指導ならびに適正な評価を行える者とする。

研修歯科医に対する指導は，指導歯科医が責任を持って行うが，症例によっては上級歯科医がその補助を行うことがある。すなわち，指導歯科医・上級歯科医・研修歯科医がクリニカルチームを形成して，臨床研修を効率よく実施する。

d. 指導歯科医の評価

研修歯科医からの指導歯科医に対する評価等に基づき，臨床研修管理委員会で審議し，評価を行い，再教育を行う場合がある。

M. 研修プログラムの評価及び見直しについて

臨床研修管理委員会ならびに臨床研修プログラム委員会は，プログラム内容等を評価し，プログラムの妥当性や改善すべき点等を検討し，修正・改善を行う。

(添付資料) 臨床研修の到達目標及び目標達成に必要な症例数と研修内容, 指導体制, 修了判定の評価基準

基本習熟コース

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
1. 医療面接	初診時医療面接	10 症例	原則として, 研修歯科医に患者を配当し, 指導歯科医等の指導のもと医療面接を行う。	行動目標の①～⑨についてすべて経験した場合を1症例とする。	目標達成の基準として, 10 症例以上経験していることが必要。
【一般目標】					
患者中心の歯科診療を実施するために, 医療面接についての知識, 態度及び技能を身に付け, 実践する。					
【行動目標】					
① コミュニケーションスキルを実践する。					
② 病歴(主訴, 現病歴, 既往歴及び家族歴)の聴取を的確に行う。					
③ 病歴を正確に記録する。					
④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。					
⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。					
⑥ 患者の自己決定を尊重する。(インフォームドコンセントの構築)					
⑦ 患者のプライバシーを守る。					
⑧ 患者の心身におけるQOL(Quality of Life)に配慮する。					
⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。					
2. 総合診療計画	担当された患者に対する診察及び検査(う蝕検査, 歯周検査, レントゲン検査など) プロブレムリストの整理 診断・治療方針の立案 症例発表会にて報告	40 症例	研修歯科医に症例を配当し, 指導歯科医の指導のもと診察, 検査を行い, 診断及び治療方針の立案を行う。	行動目標の①, ②, ③については各項目を経験した場合にそれぞれ1症例とする。 行動目標の④～⑦については, 総合診療計画の立案を経験した場合を1症例とする。	目標達成の基準として, 40 症例以上経験していることが必要。 ただし, 行動目標の①, ②, ③においてはそれぞれ最低 10 症例以上, ④～⑦においては最低 5 症例以上の経験が必須。
【一般目標】					
効果的で効率の良い歯科診療を行うために, 総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。					
【行動目標】					
① 適切で十分な医療情報を収集する。					
② 基本的な診察・検査を実践する。					
③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。					
④ 得られた情報から診断する。					
⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。					
⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。					
⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。					
3. 予防・治療基本技術	担当された患者に対する歯科保健指導, 予防処置 担当された患者に対する治療	15 症例	原則として, 研修歯科医に患者を配当し, 指導歯科医等の指導のもと治療を行う。	行動目標の①, ②, ③, ④について各項目を経験した場合にそれぞれ1症例とする。	目標達成の基準として, 15 症例以上経験していることが必要。 ただし, 各行動目標の①～④においてそれぞれ最低 3 症例以上の経験が必須。
【一般目標】					
歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために, 必要な基本的技術を身に付ける。					
【行動目標】					
① 基本的な予防法の手技を実施する。					
② 基本的な治療法の手技を実施する。					
③ 医療記録を適切に作成する。					
④ 医療記録を適切に管理する。					

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準					
4. 応急処置										
【一般目標】										
一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。										
【行動目標】										
① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。	救急来院した患者に対する診察	5 症例								
② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。										
③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。										
5. 高頻度治療										
【一般目標】										
一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。										
【行動目標】										
① 齲蝕の基本的な治療を実践する。						レジン修復、インレー修復など	30 症例			
② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。						抜髄処置、感染根管処置、覆髄処置、IPC など				
③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	歯周検査、スケーリング、SRP、歯科保健指導など									
④ 抜歯の基本的な処置を実践する。	普通抜歯、埋伏歯抜歯など									
⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	歯冠補綴、ブリッジ、部分床義歯、全部床義歯など									
6. 医療管理・地域医療										
【一般目標】										
歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。										
【行動目標】										
① 保険診療を実践する。						配当を受けた患者に対する診察	10 症例			
② チーム医療を実践する。										
③ 地域医療に参画する。	研修協力施設での研修									

基本習得コース

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準					
1. 救急処置										
【一般目標】										
歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。										
【行動目標】										
① バイタルサインを観察し、異常を評価する。						セミナーへの参加、文献参照	10 症例 (レポート)			
② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。										
③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。										
④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。	セミナー及び講習会への参加									
⑤ 一次救命処置を実践する。										
⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。										

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
2. 医療安全・感染予防					
【一般目標】					
円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。					
【行動目標】					
① 医療安全対策を説明する。					
② 医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。					
③ 医療過誤について説明する。					
④ 院内感染対策（Standard Precautions を含む。）を説明する。					
⑤ 院内感染対策を実践する。					
3. 経過評価管理					
【一般目標】					
自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。					
【行動目標】					
① リコールシステムの重要性を説明する。					
② 治療の結果を評価する。					
③ 予後を推測する。					
4. 予防・治療技術					
【一般目標】					
生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。					
【行動目標】					
① 専門的な分野の情報を収集する。					
② 専門的な分野を体験する。					
③ POS（Problem Oriented System）に基づいた医療を説明する。					
④ EBM（Evidence Based Medicine）に基づいた医療を説明する。					
5. 医療管理					
【一般目標】					
適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。					
【行動目標】					
① 歯科医療機関の経営管理を説明する。					
② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。					
③ 適切な放射線管理を実践する。					
④ 医療廃棄物を適切に処理する。					
6. 地域医療					
【一般目標】					
歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。					
【行動目標】					
① 地域歯科保健活動を説明する。					
② 歯科訪問診療を説明する。					
③ 歯科訪問診療を体験する。					
④ 医療連携を説明する。					